

平成28年度 第2回ツキノワグマ保護管理検討委員会議事録

平成28年10月19日(水) 10:00～

【事務局】 「1 開会」

「2 あいさつ及び議長選出」

【由井委員長】 平成28年度ツキノワグマ保護管理施策の取組状況について事務局から説明願います。

【事務局】 「3 議事(1)平成28年度ツキノワグマ保護管理施策の取組状況について」説明

【由井委員長】 論点整理のために1箇所確認させてください。資料5-2「クマの出没に関する警報」の発表についてですが、「県では昨年ブナが豊作であり、今年度の大量出没が見込まれる」と書いてありますが、今年度は実際に2,873件の出没情報があつてこれまでにない多さであったことが分かりました。それからクマによる人身被害も15件17名という事で平成24年より若干少ないですが、やはり多かったことは確かで、岩手県は全国的にも今年度に限らず多い状況です。

先ほどの記述で「昨年ブナが豊作であったため」という事ですが、私も山を歩いて様々な方の話を聞くと2年程度の子グマが多く走りまわっていると聞きます。実際に私も今年、林道で4回会いましたけれども、その子グマは平成25年の秋のブナの豊作により26年の春に産まれた子供と考えられます。それが今年、1年～1年半経過して、親離れして走りまわっているわけですね。まだ体長は1m以下で少し小さいですが、危険性の程度を判別しなければなりません。10月にテレビでツキノワグマの特集をやっていたまして、秋田県の鹿角市で4名が殺されたという事が取り上げられていましたが、その中で、本命の加害クマは射殺されましたけれども、その後、その現場の近くに入った人が別のクマに脅されたと言っていました。鼻に血がついていて明らかに人を襲ったクマではないかということでした。それは小さいクマだったそうです。多分2年クマだと思いますが、それはまだ生きているんです。だから2年クマは小さくてもやはり危ないという事は確かだと思います。

県が出したこの警報は大量出没という事で親子連れが増えることを差していると思いますが、確かに4月～6月に親子連れで6名の方が被害を受けていますので、その部分はそのとおりですが、私は2年前のブナの豊作まで関係していると考えています。

トータルすると本文1ページ目に、今年度10月7日までの捕獲実績が書いてありまして、放獣を除いて38頭上限よりも多いという事で、やはり多くのクマを捕獲せざるを得なかったという状況にあります。1割程度の上限を上回る捕獲でしたので、思っていたよりも大量に捕獲さ

れたわけではないと考えています。

秋になって 10 月の初めにも人身被害がありましたけれども、被害はやや収まってきたという気がします。ただ山には餌がないので、クマはどこにいるのか、畑の周囲にいるのではないかと思いますので、要注意という状況は現在も続いていると考えられます。

以上簡単に論点をまとめましたけれども、皆様のご質問等、来年に向けて、どのような点に注意すべきかありましたらお願いします。

先ほど申し上げましたが、県の施策以外にもさまざまなクマの研究や、地域での対策の指導が実施されています。それは次の議題である管理計画の方にも市民や研究者の連携という事が書いてありますけれども、実際に各地域や団体が何をしているかというのは県のホームページを見ても分からないですね。

【 事 務 局 】 例え、盛岡市猪去地区の大学と連携した地域での取り組みですとか、花巻市教育委員会のクマ出没対応マニュアルの作成については、県のホームページで紹介させていただいております。

【 由 井 委 員 長 】 分かりました。藤村委員から紹介があったツキノワグマ研究会の「クマを語る集い」等の他団体の活動の紹介もぜひ入れてください。

【 事 務 局 】 追加情報として、環境省でも「クマと共存するために」というリーフレットを作成しておりますので、これについても県ホームページからリンクを張る予定です。

【 由 井 委 員 長 】 県が配布したリーフレットについてですが、今年の第一番目の被害は登山者でしたが、3 名が一度に襲われていますね。リーフレットに「複数で行動する」と書いてありますが、複数で行動していても襲われる事があるので、やはり相当の音を出す必要があると思います。鈴は大きい音であればいいですが、谷川に入ってしまうと、川の音が大きくて聞こえなくなります。できるだけ目立つ大きな音がよくて、ヒグマに関する本の中には、空のペットボトルをペコペコ鳴らすというのが一番効くと書いてあります。ぶらさげておいて常時鳴らせばいいと思います。

逆に鈴を鳴らすと人がいるという事が分かるので、人を襲うクマが寄ってくる可能性もあって注意が必要ですが、様々な音を出す必要があると思います。

【 辻 本 委 員 】 このリーフレットの関係で、3,000 部を 400 の施設に配布したということですが、例年よりも多かったわけですね。こういった普及啓発をして人身被害防止の効果が一定程度あったという手ごたえは何かありましたか。

【 事 務 局 】 秋に入って1件事故はありましたが、まだ1件ということで、リーフレットを見て頂いた方がいるのかなと期待しております。部数に関しては例年 1,000 部程度を印刷しておりますが、今回は 3,000 部印刷して配付いたしました。

【 辻 本 委 員 】 動物園の PR もそうですが、普及啓発の効果がどの程度あるかというのはなかなか判定が難しいです。今回は折角このような事を行ったので、直接的な評価にはなりません。後追いで、配布したところで残部数がどの程度あるか、持って行った人がどのくらいいるか等を押さえておくと、後々の比較の時に使えるのかなと思ってお話をしました。

【 由 井 委 員 長 】 いずれにしても被害者状況の 7、8 割はたけのこ、山菜、きのこ採り、釣りですね。そういう方が利用しそうな所に貼っておくのがいいのではないかと思います。地域の産直施設や居酒屋とか、色々な所において話題にしながらお互いに注意してもらおうというのがいいのではないのでしょうか。

【 青 井 委 員 】 1 ページの 4) の下ですが、再配分を 6 市町で実施したとありますが、再配分というのは過去にもあったのかどうか、初めてということであれば、今後、市町村で早めに使い切った場合に再配分してもらえると認識にならないかという心配があります。最初に配分した目的を考えると、使い切った後は通常の捕獲許可では駄目なのかという疑問もありますし、歯止めがきかなくなるという危惧があります。

【 事 務 局 】 過去に再配分をした事はありません。今年は注意報から初めて警報を公表したという状況でもありましたし、再配分の要求のあった主な市町村は、元々捕獲数が少なく、当初の配分自体も少なかったということもあります。事前頭数配分は人身や農林業被害に迅速に対応出来るような体制作りのために配分しているものなので、配分頭数が無いということでは、例年有害捕獲が本格化する 8 月、9 月に対応出来ないだろうという状況を踏まえて再配分しましたが、もちろん追加の再配分は行わないという事は伝えてあります。

今年度、特に秋田県の死亡事故もあり、県民の方が不安になられているという事で市町村も敏感になっておりますし、県としても追い払いますとか事前の措置を十分にやった上での使用ということで、安易な捕獲に繋がらないよう市町村に文書、口頭でお願いして、今回は再配分を実施したところです。

【青井委員】 事情は分かりますが、この先も再配分もありという事であれば、事前に検討委員会の委員に話があって了解を得る必要があると思います。

予め配分数があると市町村が動きやすいというのは勿論良い点だと思いますが、逆に配分数があるという事ですぐに駆除に繋がりがねないという危惧が一方であります。このような問題がある中で再配分を今後も実施することには疑問があります。

【由井委員長】 ただ再配分含めて捕獲上限数は変わらないという事でよろしいですか。

【事務局】 捕獲上限の枠内です。当初配分も捕獲上限数いっぱいまで市町村に配分しているわけではなく、県の通常許可分に頭数を確保しておりますので、その中から、最低限配分出来る数という事で各2頭の配分という形になりました。

【由井委員長】 捕獲上限の枠をこれから決めますので、これを遵守するという中で、当初配分、再配分も進めて欲しいと思います。ただどうしても危険なクマが出ればまた別の方法で捕獲できるわけですから、再配分があるから少し全体の規制が緩むという事がないようにお願いします。

【阿部委員】 資料3-1の平成24年度から28年度の人身被害の資料ですが、過去のデータ分析をして親子連れのクマが里山に多く出没する、あるいは里に多く出没する、あるいは山で被害にあった場所が沢沿いなのか別の場所なのか等の人身被害の傾向は掴んでいますか？

【事務局】 過去のデータに関しては、資料3-1の一覧表に掲載している情報は残っていますが、資料3-2で示したような親子連れ等の詳細な情報に関しては、今のところ集計はされていない状況です。

【阿部委員】 これだけの数値があれば親子連れのクマが里山に多く出没するというような傾向をつかめれば、対策が違ってくると考えられます。それは今後になるのですが、ぜひ考慮して頂きたい。

【由井委員長】 そうですね。目撃情報でも親子連れか単独か、大きさ等の情報、それから人身被害にあった方からも、できるだけどういう状況のクマであったか情報収集して、分析して皆さんに知らせた方がいいという事ですね。その通りだと思います。

【宇野委員】 資料2-1ですが、今年度の特例許可の配分と実績という事でこれを

見ると、沿岸部では今年はまだ配分が残っているのに対して、盛岡、花巻、遠野は、もうほとんど使い切っているという状況があります。

釜石の方とお話したら、去年は結構捕獲があり、今年は全然クマが出ていないという話がありました。沿岸部で今年配分数が残っている事と内陸の方が逆にほとんど配分数が残っていない事が、結構重要な意味があるのかなと思いますので、もう少し分析した方が今後の対策に繋がると思いますし、去年の捕獲頭数の比較も見てみたいと思いました。

【 由 井 委 員 長 】 10月途中の結果ではありますが、残数について何年間かデータが取れば、例えばブナがなる時の1年か2年後の地域で多く捕獲されるとか、何も生らない所はいつまでたっても残るとか。そういう事が分かるので、それに応じて当初の配分や再配分を含めて配分の方法、上限数の決め方をどうするか、市町村別の配分数の決め方についてより良い方法があるかもしれません。

【 宇 野 委 員 】 配分頭数というのは市町村からの申請で頭数が決まるわけではなく、県が振り分けているということですよ。

【 事 務 局 】 県が過去の有害捕獲実績等を考慮して配分しています。

【 宇 野 委 員 】 配分しているにも関わらず、残っているという結果があるということですね。

【 事 務 局 】 各市町村によって配分頭数の使い方には違いがあるかと思いますが、住民の方から要請があった時にすぐに動けるという体制が組めるので、一旦配分された頭数で対応しておいて、その間に新たに通常許可を申請して、実際の捕獲は通常許可でという様な使い方をされている市町村もあるかと思います。

【 由 井 委 員 長 】 現在の配分は過去の捕獲実績ですが、そこで地域のクマの餌となる堅果類の生り具合等で変動するとか、そこまで掘って配分するのがベストだと思いますので、出来るだけそのように頑張りたいと思います。

次に、平成28-29年次のツキノワグマ捕獲上限数について事務局から説明願います。

【 事 務 局 】 「3 議事(2)平成28-29年次ツキノワグマ捕獲上限数について」説明

【 由 井 委 員 長 】 平成28年の11月から来年11月までの捕獲上限数が提案されました。

これは単年度の数値ですけれども、次の議題にあります「第4次ツキノワグマ管理計画」では、前回のこの委員会でも論議しましたように複数年で捕獲上限数、捕獲数の妥当性を検討するという事になっています。まだ、具体的にどう計算するかまでは決まっていますが、そういう方針があるという前提で今年度これからの一年間の捕獲上限数がこのように363頭という風に提言されました。

平成27-28年次の上限数が342頭ですからそれより21頭多くなっておりますけれども、いずれ安定的な個体群が維持出来るであろうという見積もりで出されております。

それではこれにつきまして皆様のご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

26年生まれの子供が28年に走りまわっているという事は、2年後でするので、今年の春に大量に産まれた子が平成30年以降に大量に出没するわけですね。それに関しては来年の上限数設定の際に、複数年の平均値等考慮しながら考えていくということになります。

今年単年度ですが、今のところ出没はある程度落ち着いてきていますね。

皆様よろしいでしょうか。

上限数はこの通りで決定したいと思います。

それでは次に「第4次ツキノワグマ管理計画（案）」につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】 「議事（3）第4次ツキノワグマ管理計画（案）について」説明

【由井委員長】 管理計画案に関して意見等ありましたらお願いします。

【辻本委員】 15ページの農林業被害防除の事例紹介に書いてある猪去地区の取り組みについて、若干修正が必要だと思しますのでご提案します。

まず一つは「取り組みが始まった平成19年度にはリンゴの食害が甚大であった」とありますが、その年は活動を実施しているはずですので、これは18年度が酷かったために、それを受けて19年度からみんなでやろうという事になって始めていますので、被害が10倍だった18年度をきっかけとして始めたという事にしていただければよろしいかなと思います。

それからもう1点「市が調整役となり平成19年から自治体、岩手大学農学部、猟友会、市の官民学協働による」となっておりますが、この通りですが、青井委員も参加されているのでご存知でしょうが、やはり自治会の主体性がかなり強いと私は思っています。他の地区で出来るか出来ないかはそこが分かれ目じゃないのかなと思っています。

て「市が調整役となり」と書いてもらおうと、盛岡市が一生懸命やってこれが出来ているようにみえます。実際一部そのような面もありますが、盛岡市も調整はしましたが、自治会がやると言って主体的に動くことが強調されるようにしたいと思いますので「自治体が主体的に」という表現を是非入れていただいた方がよろしいです。全て役場がやってくれると思われぬようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【 由 井 委 員 長 】 27 ページの各機関、団体の果たす役割、地区協議会の所ですね。前回も申し上げましたけど農業普及員も活用していただきたい。(1) の①の県の所のトップの3行目あたりに「農林水産部局が主体となって行う」と書いてあるのでわかりますけども、現在の地区協議会全てに SP、AGが入っているとは限らないので、全ての地区管理協議会の主力となる農林関係の普及員や普及指導員の方が入るように努めて頂きたいと思います。

後もう一つは地域の人が、クマのことをどこに相談すればすぐ一発で回答がくるのか。対策の補助金がワンストップで出るのか。各協議会、市町村でもいいですが、どこに尋ねると一番良い回答や指導が得られるか、そのルートですね。それは基本計画に書くのか県のホームページか各振興局管内で書くのかわかりませんが、いずれ現場からの声を通るようなシステムが必要だと思っています。分かりやすくこの中に書いた方がいいとも思いますが。

【 阿 部 委 員 】 事務的な話になってしまいますが、パブリックコメントをなさるということですので、公開前提でいくつか意見を申し上げます。グラフの単位が捕獲頭数であったり、捕獲数であったり、「頭」という単位を付している部分もあれば付していない部分もあります。その辺をもう一度見て頂いてパブリックコメントにかけた方がいいかと思えます。

後は、6 ページの生息分布図。ハンターマップなのか目撃件数なのかメッシュの単位は何平方キロなのかその辺の説明が必要なのかなと思います。図表について内容も一般の方が見てもよく分かるようにする必要があります。出典がないのは県の調査の数字だということですね。広く県民に知らせるということでは出典や調査の条件等があってもいいのかもしれない。

【 由 井 委 員 長 】 事務局で対応をお願いします。

【 青 井 委 員 】 24 ページの緩衝域や人の生活圏における人身被害の回避について、見出しだけで中身が具体的に何にもないですね。23 ページのクマの生息域での対策については、登山道の生ゴミの処理等具体的に書いてありますが、肝心の人の生活域の所で具体的な説明がないのは一般の人にはどう

いう事が分かりにくいと思います。

例えば庭先果樹、柿の実がなりっぱなしとか、あるいは緩衝地帯の誘因物除去でいうと山に廃果りんごを捨てている人がいたわけですが、そういう事をしないと。もう少し具体的に誘因物の除去とはどういう事なのかというのがわかるようにここにも書く必要があるのではないかと思います。特に人の生活域での除去でいうと先ほど言いましたように収穫しない柿等を放置しないという事とか、あるいは残飯の適切な処理とかですね、そういった日常生活の中で気をつけるべき事がたくさんあると思うので、そこはぜひもう少し詳しく書いておいた方がいいと思います。

【 由 井 委 員 長 】 その 23 ページの一番上の(イ)誘引物の除去等があつて、生活域の環境管理の中の(イ)ですよね。ここに書くか各下の a の所に入れるか。ページ数の関係がありますけれどもこれは事務局に判断を任せます。適切な所に入れてください。他にございますか。

ないようですので、それでは先ほど事務局のお話がありました通り 11 月中旬までに追加のご意見等を事務局にお寄せいただいて、再度委員に配って了解を得てパブコメにかける段取りで進めますのでよろしくお願ひします。

それでは、管理計画案については終了しまして、その他について県から提案お願ひします。

【 事 務 局 】 「3 議事(4)その他について」

別添「ツキノワグマによる重大事故発生時における対策要綱(案)」について説明

【 由 井 委 員 長 】 それでは皆様にこれについてご意見を出していただいて、その後県のほうで固めていくという段取りになります。

【 藤 村 委 員 】 皆さんのお手元に配付されています岩手県ツキノワグマ研究会としての提案ですが、県から提案があつた「重大事故発生時における対策会議設置要綱」を知らなかったの、かなり重なる部分がありますけれども、説明させていただきます。

今年の 9 月 17 日に東京農業大学世田谷キャンパスで日本クマネットワークという NGO が今回の秋田県鹿角市の事故の現地調査を行った報告会を行いまして、その時にいろいろな事が明らかになったわけです。

そこで大きく問題になったのは、人身事故、特に今回は死亡事故でしたので初動対応したのが警察署でしたが、詳しい現場での状況や死亡に至った経緯、被害状況等の詳しい情報が警察署から県や地元の役場等に情報共有されていなかったという事が明らかになりました。もし初期の

段階からクマの食害があったという事が公表されていれば、それ以降の事故が防げたのではないかということが出たわけです。それをもとに日本クマネットワークから食害事故等起きた場合、人身事故が起きた場合の情報の共有の必要性があげられました。

また、今回最後の4人目の女性がクマに殺され食害を受けた時、地元の猟友会によって現場近くにうずくまっていた雌クマが射殺されて、そのクマが現地で埋設されました。これについて、日本クマネットワークでは埋設されたクマを掘り起こして体毛をサンプルとして採って、DNA分析をして、人を襲って食べたクマがその1頭だけなのか、それとも他にもいるのか等、様々な科学的な見解を出したかったのですが、調査の直前になって鹿角市から埋めたクマの掘り起こしをについて中止命令みたいなのが出てしまい、結局サンプルが何も採れなかったそうです。そのような事があって、やはり大きな事故に関しては初期の段階から研究者が検証に立ち会って科学的なデータ、例えばクマの体毛とかクマの体内から出てきた人の肉等を調べて、襲ったクマがどういったクマなのか単数なのか複数なのか等を科学的に調査する事が必要ではないかという事がクマネットワークの報告会で提言されております。

それをもとに県と県警が協議して、今後そのような事故が起きた場合には情報の共有を行うという方向で検討するという動きが秋田ではあります。

以上のことから今回提案したかったのは、岩手県においても毎年10人から20人近くの人身事故が起きて、実際に過去には遠野市でもクマに人が襲われ殺される死亡事故が起きている状況ですので、今後岩手県でも鹿角市で起きたような食害事故が絶対に起きないとは言えません。それに合わせて、そのような死亡事故、県内の場合は今年も結構ありますが、重症事故に限っては、実際の事故調査を担当するのは警察になると思いますけれども、そういう情報を県や地元の市町村役場と共有していただきたいということです。

それから、重症事故の場合は分かりませんが、現地に残されたクマの体毛とか、特に死亡の場合は傷口等にクマの体毛等が残っているはずですので、そういうものをサンプルとして収集し、死亡した場合は警察のほうで検死というのでしょうか、そういった所で死亡状況を調べるはずですので、その場合は被害者の体にクマの爪や体毛が残されているはずですので警察でサンプルを採っていただいて、それをアルコールに漬けて研究者の方、あるいは県の研究機関に提出していただくとか、そういった取り決めを、今回の第4次ツキノワグマ管理計画に盛り込んでいただきたいというのが岩手県ツキノワグマ研究会の提案事項になります。

【 由 井 委 員 長 】 岩手県ツキノワグマ研究会から提案がございましたけれども、先ほどの県の重大事故発生時の対策会議設置要綱案と重なる所があります。こ

の要綱案は今回意見を出して頂いてさらに修正してまとめるということですが、県の意向としては、これを第4次ツキノワグマ管理計画の中にどこか位置づけるという考えはありますでしょうか。

【 事 務 局 】 はい。まず一点、県警との連携ですが、本日残念ながらご欠席ですけれども県警本部の生活安全部生活環境課に、この設置要綱（案）に基づき協力要請をしました。県警ではクマによる食害の場合には事件性はなく、現場の保存や加害クマ特定のためのクマの体毛の提供を行うことは問題ないということで、協力いただける旨、了承いただいたところであります。

計画の28ページの所に⑤として地区管理協議会がありますが、その次のあたりにツキノワグマによる重大事故発生時における対策会議の設置ということで、重大事故発生時にはこのような対策会議で被害防止に努めると明記させていただければと考えております。

【 由 井 委 員 長 】 わかりました。ツキノワグマ研究会の提案も入れて第4次ツキノワグマ管理計画の中に項を起こしてそこに設置するという事の方針のようです。

【 事 務 局 】 一点追加ですが、あくまで人身の食害による事故発生時ということで、例えばご高齢のために重症を負って死亡されたというような場合には、対策会議は設置しないという事でご了承いただければと思います。

【 由 井 委 員 長 】 藤村委員よろしいですか？

【 藤 村 委 員 】 はい。

【 由 井 委 員 長 】 県の要綱案の第1の設置のところに書いていますが、このまま読むと重大事故が発生した際に設置すると読めるのですが、この会議は常設なのか、事故が起こったら即座に設置するのどちらでしょうか。

【 事 務 局 】 起こった時という意味です。

【 由 井 委 員 長 】 即座に活動が開始出来るようにするという事で常設ではないですね。でも急に事故が発生したら委員会を立ち上げるのは無理ですから、予めメンバーは決めておいて、いざという時の連絡体制があって即立ち上げるというのがよろしいかと思います。

【 事 務 局 】 関係機関にはこの要綱を通知しまして、これに基づき即立ち上げるということですし、警察からもこの要綱に基づいて協力いただくという様な形にします。

【 由 井 委 員 長 】 そうですね。わかりました。他にご質問、要望等ございますか。

【 菊 地 委 員 】 この会議の中では重大事故の範疇がわかりますが、この要綱だけ見ると何が重大事故なのかわからないので、文言として「食害に限る」とか、そういったことが分かるようにされた方がよいと思います。

【 事 務 局 】 はい。

それから一点お願いですが、検討委員会で学識経験者の皆様、あるいは関係団体の皆様に必要に応じて対策会議のメンバーに入っていただく場合も想定されますので、その際はご協力いただきますようよろしくお願い致します。

【 由 井 委 員 長 】 はい。よろしくをお願いします。

【 青 井 委 員 】 一点確認ですが、第1の1行目最後に各振興局等に設置すると書いてありますが、「各」でしょうか。「当該振興局」ではありませんか。それぞれ置くというように読みとれますが、そうではないですよ。

【 事 務 局 】 当該地域になります。

【 由 井 委 員 長 】 「各」を「当該」にしておけば事故が発生したところの振興局だと分かるわけですね。それでよろしいかと思います。

【 菅 野 委 員 】 重大事故が発生した際ということですが、資料に今年度の人身事故状況が記載されていますが、この中でこれであれば設置するという状況に入るものはありますでしょうか。

【 事 務 局 】 そういった事案はございません。あくまでも食害という事です。

【 菅 野 委 員 】 咬まれたというものも入るのかと思ったのですが。
(東北森林管理局)

【 事 務 局 】 咬まれたものと食べられたものは区別できると思います。

【 由 井 委 員 長 】 よろしいでしょうか。

これについて何か意見があれば10月末までによりしくお願いします。それでは、委員提供の資料がありますので、青井委員からお願いします。

【青井委員】 最近問題になっているシカのくくりわなにクマが錯誤捕獲されてしまうことですが、一番の問題は違法なので捕獲した人が報告せずに、地下に潜ってしまって実際の捕獲数が分からないという問題に繋がりがねないということです。錯誤捕獲はなるべく防ぐ方向で今回の計画にも書いてありますけれども、このようなくくり罠が開発されましたので、ぜひ猟友会でも会員の皆さんに周知していただき、なるべく錯誤捕獲をしないような罠を使って欲しいということです。

【由井委員長】 これは電気柵と同じように市や県の補助は使えないので自ら購入するということですね。これが一つ。

次に藤村委員と宇野委員から情報提供をお願いします。

【藤村委員】 「第19回クマを語る集い in 福島」について説明あり。

【宇野委員】 「東北野生動物環境研究交流会」について説明あり。

【由井委員長】 他に委員の皆さまから何かございますか。事務局からも何かございませんか。

ないようですので、司会の方これで終了します。

ご協力ありがとうございました。

事務局に進行をお返しします。

【事務局】 「4 閉会」